

新旧対照表

【新】	【旧】
<p style="text-align: center;">建設工事等検査要領</p> <p>第1条 略</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 略</p> <p>一 略</p> <p>二 所長委任工事 愛知県財務規則第3条(流域下水道事業にあっては愛知県流域下水道事業財務規則第3条)により支出負担行為を行うことが所長に委任された工事をいう(建設工事で当初設計金額が1件 <u>2億円</u>以上のもの及び調査、設計等の業務で公募型又は簡易公募型のプロポーザル方式並びに公募型又は簡易公募型の競争入札方式により受注者を決定するものを除く。)</p> <p>三 略</p> <p>四 略</p> <p>五 特別検査工事 所長委任工事で、契約金額が <u>原則</u> 1件 8,000万円を超える建設工事をいう。ただし、衣浦港務所及び三河港務所の建設工事にあっては、契約金額が1件 1,000万円を超えるものをいう。</p> <p>六 略</p> <p>第3条から第19条 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1から13 略</p> <p><u>14 この要領は、令和4年3月1日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">建設工事等検査要領</p> <p>第1条 略</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 略</p> <p>一 略</p> <p>二 所長委任工事 愛知県財務規則第3条(流域下水道事業にあっては愛知県流域下水道事業財務規則第3条)により支出負担行為を行うことが所長に委任された工事をいう(建設工事で当初設計金額が1件 <u>1億5,000万円</u>以上のもの及び調査、設計等の業務で公募型又は簡易公募型のプロポーザル方式並びに公募型又は簡易公募型の競争入札方式により受注者を決定するものを除く。)</p> <p>三 略</p> <p>四 略</p> <p>五 特別検査工事 所長委任工事で、契約金額が1件 8,000万円を超える建設工事をいう。ただし、衣浦港務所及び三河港務所の建設工事にあっては、契約金額が1件 1,000万円を超えるものをいう。</p> <p>六 略</p> <p>第3条から第19条 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1から13 略</p>